様式第３号（第９条関係）

回数券

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （表） |  | （裏） |
| №  出雲市生活バス回数券  （発行控）  ○○○円券  年　　月　　日発行 |  | 発行控 |
| №  出雲市生活バス回数券  　　回数券の使用方法  　１　この券１枚につき○○○円分の乗車ができます。  　２　同時に何券片でも使用できます。  　３　この券に現金を加えて使用することができます。  　４　途中下車すると前途無効です。  　５　回数券には次の種類があります。これらの券を組み合わせて使用することもできます。  50円　　100円　　200円  　　　回数券運賃　○○○○円  　　　　　　　　年　　月　　日 |  |  |
| 出雲市生活バス回数乗車券  　　　○○○円券（11終） |  | ○○○円券 |
| 出雲市生活バス回数乗車券  　　　○○○円券（10） |  | ○○○円券 |
| 出雲市生活バス回数乗車券  　　　○○○円券（９） | ○○○円券 |
| ・  ・  ・ | ・  ・  ・ |
| 出雲市生活バス回数乗車券  　　　○○○円券（１） | ○○○円券 |

備考　条例第12条及び第13条の規定により、市長が運賃をさだめて発券若しくは第15条の規定により減額して発券することができる。ただし、その発券にあたっては全部の券片にその旨を押印することにより発行する